

# 平成 25 年 度

## 大 阪 市 決 算 審 査 意 見 書

大阪市各会計歳入歳出決算審査意見

(公営企業会計及び準公営企業会計を除く。)

基金の運用状況審査意見

財産区決算審査意見



# 目 次

## 平成 25 年度大阪市各会計（公営企業会計及び 準公営企業会計を除く。）歳入歳出決算審査意見

	頁
第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	2
第3 審査の結果	2
意 見	3
（1）一般会計意見	3
ア 歳入について	3
イ 歳出について	4
ウ 財産の管理及び有効活用について	5
エ その他	6
（2）特別会計意見	6
ア 国民健康保険事業会計について	6
イ 市街地再開発事業会計について	7
ウ 介護保険事業会計について	7
エ 土地先行取得事業会計について	8

## 平成 25 年度基金の運用状況審査意見

	頁
1 審査の対象	1 1
2 審査の方法	1 2
3 審査の結果	1 2

## 平成 25 年度大阪市西町外 17 財産区歳入歳出決算審査意見

	頁
1 審査の対象	1 5
2 審査の方法	1 6
3 審査の結果	1 6

### 凡 例

- 1 文中に用いる金額は 1 億円又は 100 万円単位で表示し、原則として単位未満を切り捨てている。
- 2 各図表中に用いる金額は表示単位未満を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 文中及び各図表中に用いる比率（％）は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって、構成比において合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 特別会計は政令等特別会計及び公債費会計である。

監 第 39 号  
平成 26 年 9 月 4 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市監査委員 貴 納 順 二  
同 阪 井 千鶴子  
同 石 原 信 幸  
同 松 崎 孔

**平成 25 年度大阪市各会計（公営企業会計及び準公営企業  
会計を除く。）歳入歳出決算審査意見提出について**

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、公営企業会計及び準公営企業会計を除く平成 25 年度大阪市各会計歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。



(別 紙)

## 平成 25 年度大阪市各会計（公営企業会計及び準公営 企業会計を除く。）歳入歳出決算審査意見

### 第 1 審査の対象

#### 1 一般会計

平成 25 年度 大阪市一般会計歳入歳出決算

#### 2 特別会計

平成 25 年度 大阪市食肉市場事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市市街地再開発事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市駐車場事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市有料道路事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市土地先行取得事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市母子寡婦福祉貸付資金会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市国民健康保険事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市心身障害者扶養共済事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市介護保険事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

平成 25 年度 大阪市公債費会計歳入歳出決算

上記各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書  
及び財産に関する調書

## 第2 審査の方法

平成 25 年度各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、会計管理者及び各所属保管関係書類と照合した。

また、歳入歳出予算の執行状況について関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査した。

## 第3 審査の結果

各会計歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、おおむね適正であると認められた。

審査の結果は、次のとおりである。

## 意見

### (1) 一般会計意見

#### ア 歳入について

##### (ア) 市税について

本市財源の中心である市税については、市民税や固定資産税などが増加したことにより、市税総計では前年度と比べ2.4%増と2年ぶりの増となっている。収納率は市税総計で96.8%（前年度96.3%）、現年度分で99.2%（前年度99.1%）、滞納繰越分で24.9%（前年度24.3%）と前年度に比べ上昇しているものの、依然として収入未済額は184億円（現年度分51億円、滞納繰越分133億円）にも上っているため、滞納事案の処理段階に応じた組織的な滞納整理及び高額難件対策等を徹底し、引き続き収納率の向上や収入未済額の解消に向けた取組の強化を図るとともに、課税対象の積極的な捕捉により、収入の確保に努められたい。

（財政局）

##### (イ) 住宅使用料について

住宅使用料については、現年度分の収納率は99.6%となっており、ほぼ前年度並みであるものの、過年度分の収納率が11.0%と低率にとどまり、収入未済総額は10億円となっている。引き続き初期段階での対応や長期滞納者に対する法的措置を強化するとともに、退去者にかかる滞納家賃についても収納委託を行っている民間事業者と十分に連携し、住宅使用料の一層の確保に努められたい。あわせて、不正入居等損害金の収入未済額（19億円）の解消に努められたい。

（都市整備局）

##### (ウ) 保育料について

児童福祉事業収入のうち、保育料収入については、現年度分、過年度分合わせて収入未済額は6億円となっており、前年度より22.8%減少している。現年度分の徴収率は98.5%と0.3%上昇しているが、今後も、口座振替による徴収を推進するなど、効果的、効率的な徴収に努められたい。過年度分についても、徴収率は33.7%と2.9%上昇し、収入未済額は2億円近く減少したものの、依然として5億円あり、引き続き、督促の強化や滞納処分徹底に取り組みたい。また、負担能力がありながら納付しない世帯については、引き続き実情を詳細に把握し、滞納処分等を実施されたい。

（こども青少年局）

##### (エ) 債権管理について

未収金については、平成24年8月に設置された市債権回収対策室において、重複滞納事案や各所属から引き継いだ高額滞納事案への対応を強化するとともに、徴収ノウハウの提供や、新たな未収金を極力発生させない取組などを進めているところであるが、平成25年度末の未収金残高は571億円（全会計では580億円）と

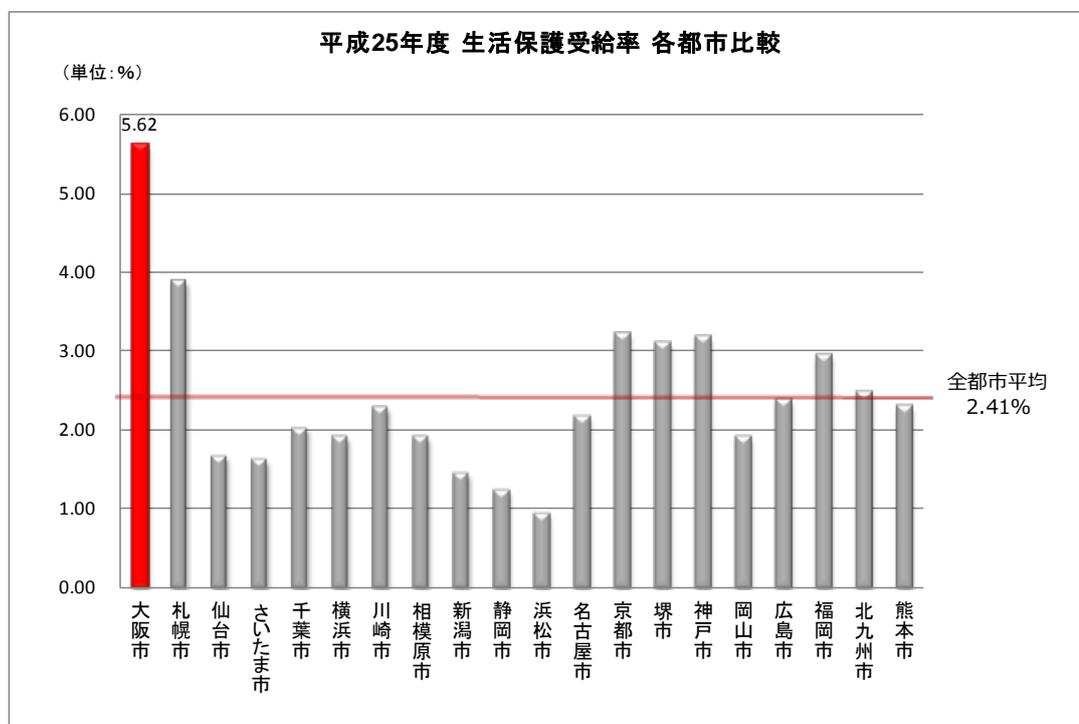
なっており、負担の公平性を図る観点からも、引き続き全庁的な未収金対策を推進されたい。

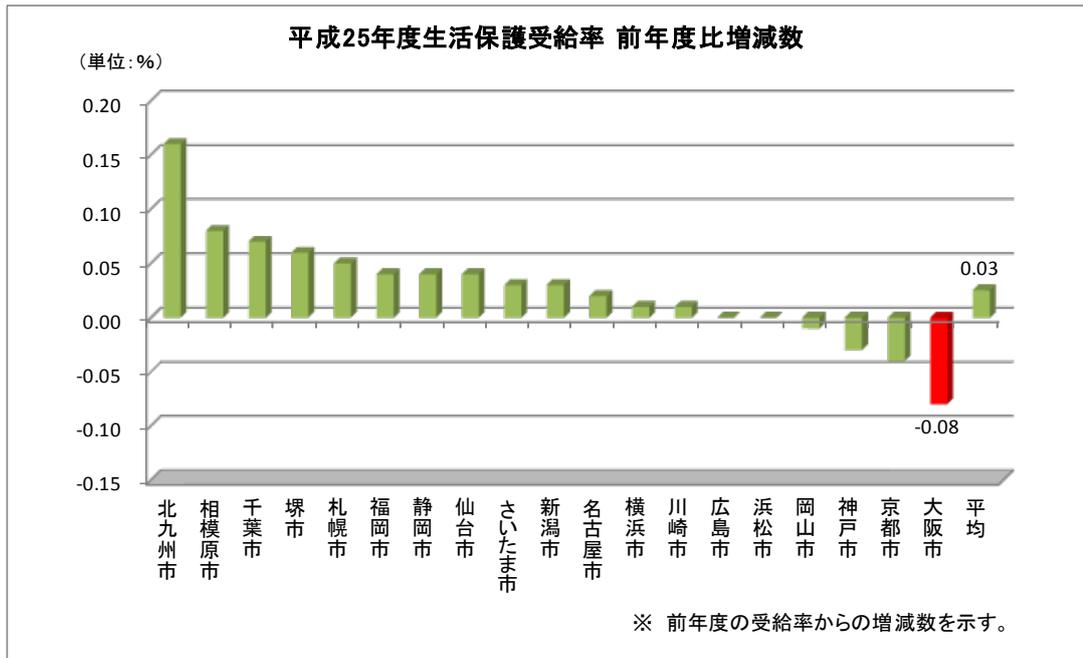
なお、定期監査等において、延滞金についても適正に管理し徴収していく必要性について意見を述べてきたところである。引き続き、延滞金を含めた適正な債権管理についての取組を進められたい。(財政局、こども青少年局)

## イ 歳出について

### (ア) 扶助費について

扶助費のうち生活保護費は、2,919億円と前年度より35億円、1.2%減少し、2年連続の減少となったが、依然として本市の財政を圧迫し続けている。被保護世帯数はほぼ横ばいとなったが、生活保護受給率は5.6%で、市民の18人に1人が被保護者という政令指定都市の中で突出して高い状況にある。本年7月に「生活保護法の一部を改正する法律」が施行されたところであるが、生活保護事務は法定受託事務であることから、生活保護費の財源の問題はもとより、本市の置かれている厳しい状況を踏まえ、引き続き他都市との連携を一層強め、国に対して、実効ある自立支援制度の確立を求めるとともに、高齢者のための新たな生活保障制度の導入など、引き続き制度の抜本的改正の早期実現に向けて、より一層効果的な働きかけを行われたい。





なお、不正受給や医療扶助費の不正請求をはじめ、制度を悪用する悪質な事案が後を絶たない状況にあることから、これらに厳正に対応するなど、市民の信頼を得られる生活保護行政を遂行されたい。

生活保護返還金については、多額の未収金（平成25年度66億円）があり、引き続き督促等の適正な運用を図ることで債権管理の徹底を図ることが必要である。また、返還決定をしているものの返還期限が未到来の返還金についても、債権として登録したうえで、適正な債権管理を徹底されたい。

また、生活保護事務に係る事務処理について、事務の繁忙や遅延等を理由とした公金取扱いに係る不適正な事例が散見される。内部統制が有効に機能するよう、個々のケースに係る管理監督職員のチェック体制の強化、任期付職員や嘱託職員を含む従事職員の適正配置、局の査察指導体制の更なる充実等について検討されたい。

(福祉局)

## ウ 財産の管理及び有効活用について

未利用地は市民の貴重な財産であり、事業化や処分促進などにより、早期に解消を図る必要がある。本市では、平成19年度に策定された「大阪市未利用地活用方針」に基づき、処分や活用を進めており、平成25年度末までの累計（全会計）で約156万㎡の処分、約144万㎡の活用が行われているところである。

引き続き、「大阪市未利用地活用方針」に基づく処分及び活用、事業予定地等の見直しによる処分検討地の追加、処分検討地にかかる新たな処分目途の策定などが適切に行われているかについて、モニタリングを実施されたい。

また、長期的な視点に立った良好なまちづくりに資する未利用地の処分を積極的

に推し進められたい。

事業化の時期が未確定の物件や、処分予定時期が到来していない物件については、事業化又は処分するまでの間について貸付等を実施するなど、効果的な活用を図られたい。

(人事室、北区、西淀川区、淀川区、生野区、経済戦略局、市民局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、教育委員会事務局)

## エ その他

### (ア) その他の事業等について

淡路駅周辺地区、三国東地区の区画整理事業については、事業の早期収束に  
なお一層努力するとともに、清算交付金の財源である肩替地等の早期売却に引き  
続き努められたい。

此花西部臨海地区土地区画整理事業においては、事業全体で、起債償還や事  
業費の支出が657億円見込まれるものの、保留地の処分や賃貸等の収入見込みは  
461億円となっており、平成25年度末時点の累積収支不足額169億円に加え、今後  
も27億円という多額の収支不足が見込まれるため、事業収支の改善に向け最大限  
努力されたい。(都市整備局)

なお、本市においては、公金の取扱に係る事務処理について、依然として不  
適正・不適切な事例が見受けられることから、改めて公金の厳正な取扱いを徹底  
するとともに、内部統制が有効に機能しているか検証するなど、適正・適切な事  
務執行に一層努められたい。(各所属)

## (2) 特別会計意見

### ア 国民健康保険事業会計について

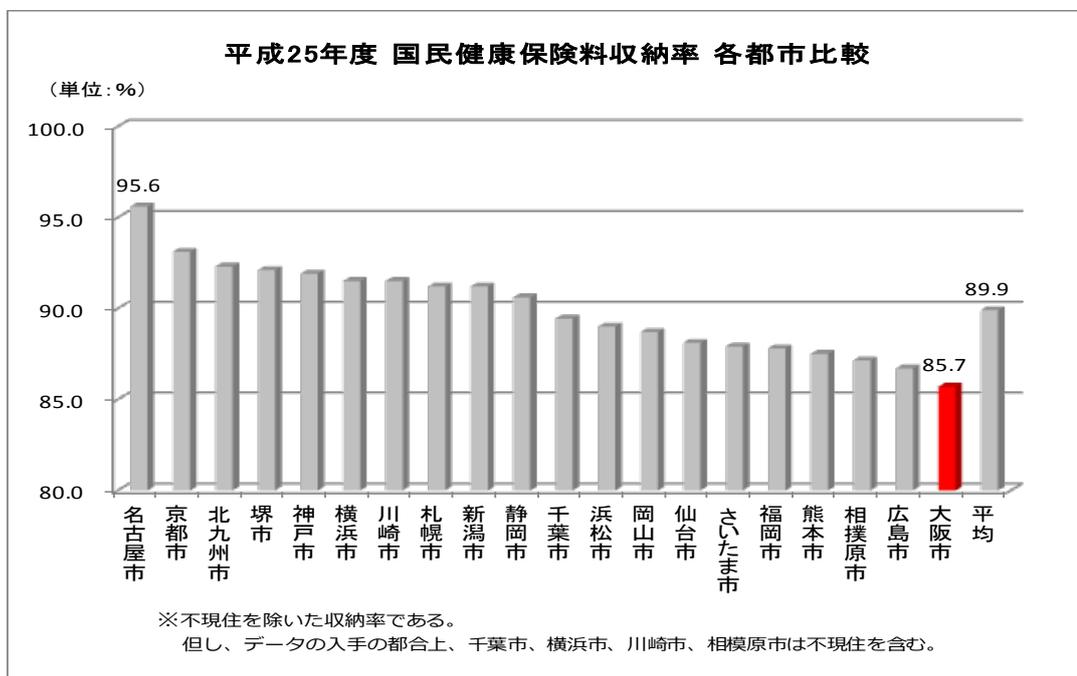
国民健康保険事業会計については、国からの交付金が増額されたことなどから、  
平成25年度の形式的な単年度収支は25億円の黒字となっている。

しかしながら、累積収支不足は129億円にも上り、毎年、翌年度の歳入から多額  
の繰上充用を行っており、非常に厳しい収支状況が続いている。また、一般会計か  
らも毎年多額の繰入れ(平成25年度407億円)を行っており、なかでも、被保険者  
の保険料負担軽減等の目的での任意繰入金が平成25年度で183億円となっている。

平成25年度の保険料収納率は、滞納整理事務の取組強化や徴収業務の適正化等の  
収納努力により、85.7%と前年度に比べ0.4ポイント上昇しているが、不現住分を  
除いた収入未済総額は224億円であり、依然として多額の滞納状況が続いている。

また、毎年多額の不納欠損処理(平成25年度62億円)を行っている。事業収支改

善の観点から、滞納整理事務の一部集約化や保険料初期滞納者に対する督促の強化、特別な事情がないにもかかわらず納付に応じない滞納世帯に対する差押等の滞納処分を引き続き強化するとともに、民間事業者を活用するなど、さらなる収納率の向上に努められたい。(福祉局)



## イ 市街地再開発事業会計について

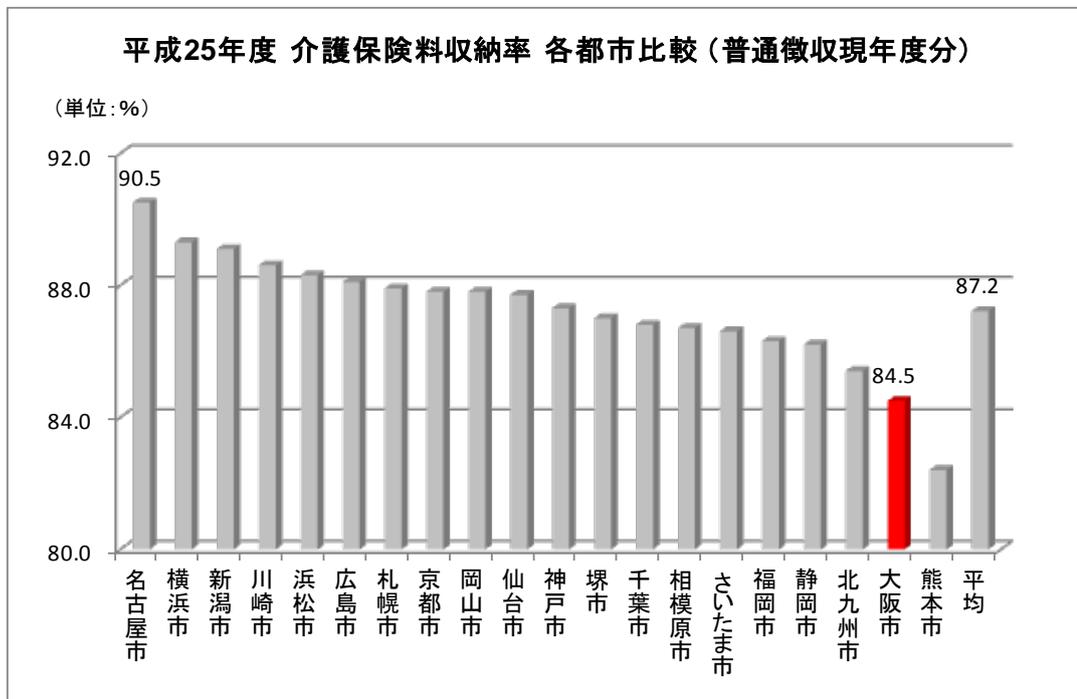
市街地再開発事業会計における阿倍野地区市街地再開発事業においては、事業全体で約2,000億円の収支不足が生じる見込みである。平成25年度の収支不足は約166億円であり、不足額はすべて一般会計から繰り入れている。今後、保留床（処分価格約4億円）について早急に処分し、事業収束に向け収支予測の見直しを適時適切に行い、公表されたい。(都市整備局)

## ウ 介護保険事業会計について

介護保険事業会計については、サービス利用者数の増等により保険給付費が年々増加しており、一般会計からの繰入金も年々増加（平成25年度310億円）している。平成25年度の保険料収納率をみると、現年度で97.2%と前年度より0.1ポイント下落し、収入未済額は全体で20億円となっている。これは、現年度分のうち、年金からの特別徴収分を除いた普通徴収分に係る収納率が84.5%と、前年度より0.4ポイント下落したためであり、依然として政令指定都市の中では20市中19位と低い収納率となっている。

平成37年度には、団塊の世代が75歳以上になり、保険給付費が更に増大することが予想される。中長期的に持続可能な介護保険制度としていくために、事業収支改

善の観点から、引き続き口座振替の勧奨、保険料早期滞納者に対する督促の強化等により普通徴収分の収納率の向上に努めるとともに、介護保険事業者調査等の不適正事業者チェックの取組の強化により介護給付費の適正化に向け引き続き努力されたい。(福祉局)



- 普通徴収比率 平成25年度 17.95% (平成24年度 17.84%)

年金受給額が低い被保険者が多く、普通徴収によらざるを得ない者の比率が高い。

減免による保険料変更時、日本年金機構のシステムにより自動的に特別徴収から普通徴収に切り替えられるため、普通徴収比率が高くなる。

- 保険料は公債権で時効2年

## エ 土地先行取得事業会計について

土地先行取得事業会計は、道路・公園等の都市基盤施設の整備や将来の公共施設等の立地に適した土地など本市の施策上必要となる土地について公債等を財源に先行取得し、事業化により一般会計で取得（繰戻し）するまでの間の収支を整理している会計である。

土地先行取得事業会計において、取得後10年以上保有している用地は平成25年度末で226件、334,495.09㎡あり、この用地の取得価格は2,532億7,200万円となっている。早期の繰戻し及び転活用に努めるとともに、繰戻すことなく事業の用に供しているものは、速やかに繰戻しを行われたい。

また、先行取得したにも関わらず事業化の目処が立たない用地について、民間等への処分を行ってきたが、平成25年度も売却価格（7件6億円）が取得価格（18億円）を下回っていた。土地先行取得事業会計で公債により用地取得したことにより

生じる元利償還金相当額は一般会計からの貸付けによって償還しているため、差額は実質的に一般会計の負担となっているので、資産価値を絶えず精査するなど、リスクの管理に努められたい。

(経済戦略局、市民局、財政局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、教育委員会事務局)



監 第 4 0 号  
平成 26 年 9 月 4 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市監査委員 貴 納 順 二  
同 阪 井 千鶴子  
同 石 原 信 幸  
同 松 崎 孔

### 平成 25 年度基金の運用状況審査意見提出について

地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、平成 25 年度基金の運用状況について審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。



(別 紙)

## 平成 25 年度基金の運用状況審査意見

### 1 審査の対象

訴訟関係供託基金運用状況

大阪市都市開発拠点整備事業用地取得基金運用状況

大阪市民間駐車場建設資金融資基金運用状況

物品購買基金運用状況

小口支払基金運用状況

不動産運用基金運用状況

大阪市環境保全設備資金融資基金運用状況

災害救助基金運用状況

生業資金貸付基金運用状況

高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金運用状況

中小企業融資基金運用状況

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金運用状況

建物移転運用基金運用状況

大阪市都市再開発融資基金運用状況

大阪市住宅建設資金等融資基金運用状況

大阪市立学校維持運営基金運用状況

学校給食物資購入基金運用状況

大阪市美術品等取得基金運用状況

## 2 審査の方法

平成 25 年度基金の運用状況に関する調書の計数については、会計管理者保管の財産記録管理簿及び各所属保管の基金整理簿等と照合した。

また、基金の運用状況について関係職員から聴取するとともに、基金の運用に伴う関係書類を抽出により審査した。

## 3 審査の結果

基金の運用状況に関する調書の計数については、関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

また、基金の運用状況については、おおむね適正であると認められた。

審査の結果は、次のとおりである。

(基金の運用状況)

基金名	24年度末 基金総額	当年度中 基金増△減	運 用 額		25年度末基金総額		
			運用(増加)額	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
訴訟関係供託基金	千円 250,000	千円 0	千円 1,340	千円 13,640	千円 132,408	千円 117,592	千円 250,000
都市開発拠点 整備事業用地 取得基金	0	0	0	0	0	0	0
民間駐車場建設 資金融資基金	0	7,560 △ 7,560	7,560	7,560	0	0	0
物品購買基金	30,000	0	103,015	102,388	1,612	28,388	30,000
小口支払基金	20,000	0	69,819	69,720	5,856	14,144	20,000
不動産運用基金	653,004	0	0	0	232,095	420,909	653,004
環境保全設備 資金融資基金	0	0	0	0	0	0	0
災害救助基金	500,000	0	9,008	6,934	9,008	490,992	500,000
生業資金貸付基金	39,587	0 △ 776	0	776	38,811	0	38,811
高齢者及び重度 身体障害者住宅 整備資金貸付基金	72,404	0 △ 877	0	873	71,527	0	71,527
中小企業融資基金	0	94,513,000 △ 94,513,000	87,710,915	87,710,915	0	0	0
生鮮食料品等価格 安定資金貸付基金	0	0 0	0	0	0	0	0
建物移転運用基金	2,000,000	0	986,480	811,497	1,193,621	806,379	2,000,000
都市再開発 融資基金	0	1,926,020 △ 1,926,020	1,926,020	1,926,020	0	0	0
住宅建設資金等 融資基金	0	4,338,540 △ 4,338,540	4,338,540	4,338,540	0	0	0
大阪市立学校 維持運営基金	250,000	0	42,989	44,218	12,313	237,687	250,000
学校給食物資 購入基金	250,000	0	2,280,448	2,379,176	0	250,000	250,000
美術品等 取得基金	3,000,000	0	0	0	2,938,028	61,972	3,000,000
計	7,064,994	100,785,120 △ 100,786,773	97,476,135	97,412,257	4,635,279	2,428,062	7,063,341

## (意見)

地方自治法第241条に基づく定額の資金を運用するための基金は、当年度末現在で18基金、基金総額70億6,300万円であって、前年度に比べ100万円の減となっている。

なお、中小企業融資基金、住宅建設資金等融資基金等においては、年度中に増額し、年度末に全額減額されている。

運用状況については、18基金を合わせて974億7,600万円を運用（増加）し、974億1,200万円を回収（減少）した。この結果、当年度末の運用中の額（現在額）は46億3,500万円で、現金残額は24億2,800万円となっている。

この中で、美術品等取得基金において運用額の回収が滞っているが、これは近代美術館（仮称）の建設計画が延期されていることによるものである。

また、高齢者及び重度身体障害者住宅整備資金貸付基金並びに生業資金貸付金については、回収が遅延しているので、早期の回収に努められたい。

監 第 4 1 号  
平成 26 年 9 月 4 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市監査委員 貴 納 順 二  
同 阪 井 千鶴子  
同 石 原 信 幸  
同 松 崎 孔

**平成 25 年度大阪市西町外 17 財産区  
歳入歳出決算審査意見提出について**

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 25 年度大阪市西町外 17 財産区歳入歳出決算並びに証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。



(別 紙)

## 平成 25 年度大阪市西町外 17 財産区 歳入歳出決算審査意見

### 1 審査の対象

平成 25 年度	大阪市西町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市加島町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市江口町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市豊里町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市山口町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市中川町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市両国町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市北清水町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市野江町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市蒲生町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市放出町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市鶴見町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市茨田焼野町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市茨田諸口町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市長吉長原町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市長吉川辺町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市長吉出戸町財産区歳入歳出決算
平成 25 年度	大阪市乾町財産区歳入歳出決算

上記各財産区歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

## 2 審査の方法

平成 25 年度各財産区歳入歳出決算書、その他前記の書類の計数については、それぞれ当該区会計管理者が保管する関係書類と照合した。

また、歳入歳出予算の執行状況についてそれぞれ当該区関係職員から聴取するとともに、歳入歳出予算の執行に伴う関係書類を審査した。

## 3 審査の結果

各財産区歳入歳出決算書等の計数については、いずれも正確であると認められた。

また、歳入歳出予算の執行については、適正であると認められた。

平成 25 年度各財産区の決算額は、次表のとおりである。

財 産 区 名	予算現額	歳 入	歳 出	歳入歳出 差引残額
西 町 (淀川区)	千円 10,331	千円 10,409	千円 66	千円 10,343
加 島 町 ( " )	17,896	17,964	22	17,942
江 口 町 (東淀川区)	96,118	85,917	7,112	78,805
豊 里 町 ( " )	2,345	2,389	0	2,389
山 口 町 ( " )	25,470	25,543	600	24,943
中 川 町 (生野区)	112,167	112,105	2,296	109,809
両 国 町 (旭 区)	62,010	62,010	30	61,980
北 清 水 町 ( " )	2,475	2,475	24	2,450
野 江 町 (城東区)	82	83	0	83
蒲 生 町 ( " )	3,670	3,024	1,094	1,929
放 出 町 (鶴見区)	15,584	15,619	316	15,303
鶴 見 町 ( " )	146,013	146,039	384	145,656
茨田焼野町 ( " )	6,132	6,134	48	6,086
茨田諸口町 ( " )	7,563	0	0	0
長吉長原町 (平野区)	61,527	61,562	300	61,262
長吉川辺町 ( " )	28,445	19,863	60	19,803
長吉出戸町 ( " )	1,834	2,580	1,592	989
乾 町 ( " )	1,597	1,597	0	1,597
合 計	601,259	575,312	13,945	561,367

(注) 歳入歳出差引残額は、全額を翌年度へ繰り越している。